

『隔蓑記』にみる一町人の文芸と古典受容

横谷 一子

〔抄録〕

日本の古典文学は、近世になると広く庶民にも受容されるようになった。古典の受容が、近世初期の文化、文学、芸術の基礎を確立したといつてよいが、それが具体的にどのような受容されたのかは、実際にはまだよくわかつてはいない。本稿は、近世初期、堂上貴族階級らと交渉のある町人が、どのようにして古典文学や学問、芸能を撰取して行ったのか、その様相を、鳳林承章の日録『隔蓑記』を資料にして明らかにしようとするものである。

承章と交遊のあったものは禁中公家、門跡寺院、上層町人、文人など数多いが、ここでは上層の茶商人西川瀬兵衛の文芸活動を軸にして、古典撰取の実情を垣間見ることにする。

キーワード：西川瀬兵衛 町人と文芸 古典受容 隔蓑記 僧堂の文化

一、はじめに

寛永十四年三月二十五日の日録には次の記事があつて、仙洞（後水尾院）ら宮中での交遊も確かめられる。

『隔蓑記』は、相国寺第九十五代住職で、鹿苑寺独住二世鳳林承章（文禄八年一五九三—寛文八年一六六八）の日録で、承章四十三歳の寛永十二年（一六三五）八月二十一日から、七十六歳の寛文八年六月二十八日までの三十四年間にわたる。

已刻退出。自二廿二日、到二今日、於二仙洞一、三日三夜之御遊興。遊事有二拾八色一 尤有二和漢・詩歌・蹴鞠・楊弓・碁・上懸物・香一・其外様々御遊興有。拜領之闍取、美麗難レ盡一筆頭一也。予金子沓步拾、闍取之拜領也。自二前夕一亦不レ須レ眠、

三日三夜之間不レ眠也。五十餘之衆、皆就レ眠也。

仙洞に於いての三日三晩に亘る遊興である。その時、後水尾院（慶長元年、延宝八年）は四十一歳、承章は四十四歳であった。後水尾院の祖母上東門院晴子は、承章の叔母で、二人は従兄弟筋にあたる。²⁾『隔糞記』（第一巻昭和33年―第六巻昭和42年。赤松俊秀編、鹿苑寺発行、全六巻、平成9年3月20日復刻、思文閣発行）の解題には、「上皇とは年が三つ違いで、よほど氣が合ったと見えます。」とあるが、後水尾院は、事あるごとに承章を仙洞御所に呼び寄せている。日録には、「其外様々御遊興有」とあるように、数多くの諸芸が見られるが、文芸や古典受容の記事も多い。

それは、およそ次のようなものである。

近世以前からある古典文芸（雅文芸）は、和歌をはじめとして、和文、漢文、漢詩、注釈書、平家物語、法語、縁起絵図、能・狂言、幸若舞、中世歌謡、讚、偽書作製、鑑定、編集校合、書、茶、華、香、琴、尺八、蹴鞠、囲碁、象戯、双六（絵双六）、絵画等である。

近世所産（俗文芸）のものは、俳諧、浄瑠璃（操浄瑠璃）、歌舞伎、近世歌謡、大平記よみ、三味線等である。その他、中間的文芸の、狂歌、狂詩、和漢、狂句等、また、彫刻、陶芸、塗器、竹細工等の諸芸、祭、競馬、通し矢等の民俗学的なものもみえる。

『隔糞記』では、これらの文芸の大半は、後水尾院、天皇（明正、後光明、後西、靈元）を中心に堂上貴族、門跡などの貴人の間で遊戯されている。いうまでもなく、鳳林承章はその中の中心的存在であった。しかし、承章の交遊は、貴人のみに止まらず、武家、町人にも及

んでいる。

承章は高僧の身であるが、文人、書・画（雅号・木屑³⁾、造園設計、薬劑、茶、華道、鑑定、針灸など、多くのことに通じていた。これらに関係する専門的な交遊も一方ならぬものがあつた。とりわけ、その中にあつて西川瀬兵衛という町人の名前が、約一万二千日余りの日録に、四割近い日数で登場する。

以下、西川瀬兵衛について、如何なる人物で、承章とどのように係わり、また、文芸や古典受容などどのように係わつたのかを『隔糞記』の中から考察してみたい。

二、先行研究について

『隔糞記』の先行研究として、この作品を題目、あるいは副題として、単独に対象としている論文、単行本には次の二つがあつた。

論文には、吉村亨「『隔糞記』にみる茶師の動向―その関係記事をめぐる―上・下」（京都文化短大紀要・昭和62・63年）。単行本は、冷泉為人監修『寛永文化のネットワーク・『隔糞記』の世界』（平成一〇年（一九九八）三月一日 思文閣出版）である。

吉村氏の論文は、茶及び茶師に関するものが資料として二百条余りを掲出したものであるが、これについては、論文の（付記）に、『隔糞記』の研究分野が遅れているので、あえて資料ノート⁴⁾の雑記を公にして、一歩前進させたいためであると述べている。西川瀬兵衛（左門・寿齋）の名前は、そのうちの、二十七ヶ条にみえる。氏は、あく

までも基礎作業の段階であるとの断りもあるが、瀬兵衛の身分を寺侍の一人と見立てている。一方、『寛永文化のネットワーク・『隔糞記』の世界』は、『日本美術工芸』に平成五年四月から同七年九月まで、連載されたものをまとめて出版したものである。執筆者の多くが絵画史専攻であり、そこに工芸史や建築史が加わるという構成である。

その中に、岡佳子氏「鳳林承章の遺言状」及び、岩間香氏「祇園祭と海北友雪」において、西川瀬兵衛が取りあげられているが、いづれも身分は町人とするが、典拠は明確にはされていない。

本稿では、まずは町人西川瀬兵衛の実像を明らかにしてみたい。

三、町人西川瀬兵衛

西川瀬兵衛について、生没年は明らかにはならないが、寛永十六年十一月晦日の記事に

西川左門鑷^一前髪^一、換^レ名也。以^二一盞^一作^二祝儀^一也。名西川瀬兵衛。

とあり、この日に元服して、鹿苑寺で祝儀が行なわれたことがわかる。

元服は、室町中期以降は、大方年令は十二〜十六歳の間にこなされるので、瀬兵衛は、元和七年（一六二二）から寛永四年（一六二六）頃の出生と推定できる。この頃すでに父親は死亡していたようで、実兄の植松長右衛門が時折承章のもとに挨拶に来ている。

幼くして寺に預けられた西川左門（植松左門）にとって、承章は師

であるとともに親代わりでもあった。寛永十四年閏三月二十一日には次の記事がある。

西川忠右衛門今日初來、植左門養子之契約也。

承章が親代りとなって西川忠右衛門と左門の養子縁組の契約をしている。同四月二日には、

植松左門、今度西川忠右衛門成^二養子^一、今日初左門遣^二于忠右衛門^一。悦首座使介也。吉権右衛門相添、遣也。土産等相調、遣^レ之者也。

この日、竜安寺の悦首座^⑤を仲介として、養父忠右衛門と初めて対面する。吉権に持たせた土産とは、持参金（敷銀、土産銀）と思われる。この後の四月二十一日に、忠右衛門の娘千と結婚する。記事には、

植松左門為^二婚姻^一、遣^二于西川忠右衛門所^一也。とある。

つまり、植松左門は、寛永十四年閏三月二十一日に西川忠右衛門と養子契約をし、同四月二日に養子となり、三週間後に結婚して、西川左門重勝となるのである。

承章が、左門のことを後にも先にも一度だけ重勝で記す記事がある。寛永十四年十月廿五日に

今夜庚申也。到^二于不動^一、待^二庚申^一。自^二此方^一菜・飯・酒・茶・燭持行、於^二不動^一、聞^二十炷香^一、自^二此方^一持参也。唯練^二重勝^一而已。及半鐘、歸矣。

とある。不動上人（圓盛）の所で庚申待ちの後十炷香も聞いたが、

庚申待ちの用意も、十炷香の用意も鹿苑寺から持参したもので、左門（重勝）はその場で調えただけであった。

寛永十五年六月廿四日には、西川忠右衛門夫妻と千は、承章に挨拶に行っている。記事には、

飯後、西川忠右衛門夫妻^并左門妻、初而為^レ禮、來、終日遊山、而歸也。悦首座亦相客呼^レ之。

とあり、仲介役の悦首座も又相客となっている。

瀨兵衛は、この後元服したことは既述のことであるが、元服と同時に、西川瀨兵衛重勝となる。

寛永十七年一月二十一日に長男平吉が誕生している。四月一日に次のような記事がある。

壬子日。西川瀨兵衛於^二下之宿^一、今日初見^二下之家^一也。瀨兵衛分身平吉、今日初見也。吉権亦肩輿、而予共行也。今日の相客、神邊十左衛門・大平五兵衛也。種々振舞、喫茶。而赴^二四條町^一、而町歩、見^二道具^一也。茶入壹ケ・南蠻之上草履買^レ之。又歸^二于瀨兵衛所^一、即出^二切麥^一、喫茶、乗燭而歸、而徒歩、而寄^二于大平五兵衛^一、見^二道具^一、喫^二予持參之茶^一、而及^二初二更過^一、歸山也。今日、畦木棉踏皮貳足投^二于西川忠味^一、弱鼻紙貳束投^二于忠味内^一、同貳束投^二瀨兵衛女房^一也。

以上の記事には、瀨兵衛の下之宿、四條において種々の振舞があった。それは瀨兵衛息平吉のお披露目であり、瀨兵衛の養子縁組のお披露目であったことも考えられる。同四月五日には町内に振舞をしている。このことでもって、瀨兵衛養子入りの一応の儀式にケリがついた

ようである。四月十三日に骨休めのために瀨兵衛は十津川へ入湯に赴く。

瀨兵衛の養子先の西川家は、京の町中にあり、有力町衆であったようである。

まず住居であるが、既出の下の宿の四條のことは、次の記事で場所の確認がとれる。

寛永十七年五月九日の日録に、

夜前寅刻。四條通富小路通柳馬場之間火事、七間焼^レ之由也。西川忠味同町也。今朝驚人也。西川忠味所無事也。珍重^ク。

とある。四條通で火事があったが、そのとき瀨兵衛は十津川に湯治をしている間の火災であった。これによって西川忠右衛門の住居は、四條通りに面した柳馬場と富小路の間であったことがわかる。

四條の住居には、養父忠右衛門が寛永二十年九月八日に越後に赴くまで同居している。

また、下之宿に対して、当然上之宿の存在も考えられる。それについては、正保三年（一六四六）正月三日に、

西瀨今日赴^レ宿、上之家之町禮之由也。

とある。上之宿というのは堀川にあったようである。

慶安元年五月廿一日の記事に、

西瀨堀川之家之間隔之壁、今日普請申付依^レ然、大工三人、五左衛門・傳三郎・新五郎遣^レ之、手傳六人遣也。

と、堀川の家の普請に、鹿苑寺から大工三人と手伝いを六人遣わしている。

また、同年九月九日の日録にも、

西瀬者上之宿^江明家開之出樽、為^レ其、今日亦町^江見舞之由。急歸也。

と、堀川の宿の空き家開きがあったことが知れる。次に有力町衆と考えるのには、次の五点の日録から窺える。

(1) 正保二年正月三日

西瀬者自^二晴雲軒^一、直赴^二于私宅^一也。毎年今日町之禮之故也。

(2) 慶安元年(一六四八)四月廿一日

於^二西瀬宿^一而町人振舞仕^レ之由也。依^レ然、三平・與吉郎情、遣^レ之也。

(3) 同四年二月十日

西瀬宿之町之道作故、三人遣^二四條^一也。

(4) 同十月十三日

西瀬者、宿之町公事出入有^レ之、明日町之者各依^レ赴^二三條^一、而茶後令^二歸宅^一也。

(5) 明暦元年(一六五五)十二月四日

西瀬者町義^通隙入、不^レ被^レ赴也。

の以上である。

(1) については、町札が毎年の恒例となっていたのは、上之町の宿(堀川)の方であったことは既述した通りである。

(2) は前日の日録に、「西瀬明日町人振舞仕^レ之由、詰茶・大棗壹^二抹茶遣^レ之也^一」と、承章が心遣いをしている。大棗とあるので、茶の振舞はお薄であったと推定できる。鹿苑寺が瀬兵衛に協力してい

るのは、次の(3)と同様であるが、(3)では町の道路の整備をしている。(4)は町内で何か裁判沙汰が起きたので二條城に出訴するにあたり、瀬兵衛も出向いている。(5)の記事は、この日画家の山本友我の口切の茶会に瀬兵衛も招待されていたが、町義に手間どって、欠席をしている。

以上の事柄のいづれも、ごく普通の町人でないことを示す事例といえよう。

また、承応四年(一六五四)二月廿五日に次の記事がある。

金屋治兵衛初來、末廣一柄恵^レ之也。西瀬町人故、西瀬同心仕也。

承章は、瀬兵衛をはつきりと町人と記している。本稿の二において、吉村亨氏が寺侍ではないかとしているのは間違いない。

次に西川家は何を業としていたのであろうか。

『隔糞記』の中では明らかにならない。あくまでも推定の枠を越えることはできないが、筆者は主として茶商ではなかったかと考える。

鹿苑寺では宇治の原之壇に茶壘を持っていた。既出の吉村氏は承章の茶を詰めたのは、長井亭甫・河村彦左衛門(宗順)・星野宗仲・宗似・平等院法印・村山善人・林(三室戸)清右衛門・上林峯順・徳田才三郎等の有力茶師達をあげている。氏は、西川瀬兵衛は、論文の慶安二年の項で寺侍として、承章の意向(代行)で星野・上林の茶詰をさせたと記している。勿論このことは日録に記載されているが、但し何度もう通り、瀬兵衛は寺侍でないことは前述の通りである。

慶安二年六月二日に、越後新発田藩主溝口宣直のために、瀬兵衛は

江戸下向中であつたが、書状にて宇治茶の取次をしている。日録には、

溝口雲州(宣直)之茶壺詰事、毎年西瀬赴二宇治一。雖レ然、當年西瀬自二江戸一、未致二上洛一故、右兵衛頼申來故、今日雲州之壺亦伊兵衛為持、行、於星野宗仲・上林峯順・上林竹庵之三ヶ所、而詰茶、即今日渡二四條西瀬宿一也。雲州之壺者、自二西瀬宿一、申付、爲レ持、遺二宇治一也。乗燭時分伊右兵衛歸也。五文目茶壺斤今日、於二星野所一、而令一買却一詰壺、而右兵衛歸也。代銀卽今日爲レ持、遣、相渡也。毎年如レ此也。

と、記されている。

毎年、溝口雲州のために茶詰を受請つてゐることがわかる。

西川瀬兵衛は、この新発田藩三代目の藩主である宣直、及び分家沢梅一万石二代目藩主政勝等と深い係わりを持っていたようであるが、具体的に瀬兵衛が、新発田藩、沢梅藩とどのような交渉があつたのかは、『隔實記』の中からは知ることはできない。

また、小村式編『新発田市史』上巻(新発田市史編纂委員会 昭和五十五年十一月三〇日)、及び、新発田市史資料第一巻『藩史料』(1)・藩主篇(新発田市史編纂委員会・昭和四十年一月三十一日)にあつたが、これも不明である。「御記録」(「藩資料」(1)の記述も『隔實記』との合符は殆んどない。ただ一点、次の記事がある。『隔實記』明暦四年正月十六日

去十日・十一日兩日、江戸大火事之由、今日相聞也。溝口雲州屋敷亦回祿故、西瀬俄明日可レ赴二江戸之一旨也。

とあるが、「御記録」には、正月廿日の条

江戸御上屋敷御類焼

と短く書かれているのみであつた。

しかし、瀬兵衛は、江戸に八回、大阪に十回、越後には、宣直が在国のために越後に赴くにあつて、瀬兵衛も同道し、八ヶ月の間越後に滞在している。以後これを含めて越後に四回行つてゐるが、滞在期間も、最長は、寛文五年(一六六五)五月二十四日から寛文八年六月一日までの三年一ヶ月にわたつてゐる。瀬兵衛が溝口宣直に何を重宝がられ、瀬兵衛が宣直に何を求めていたのかは、今後の研究課題としたい。

慶安五年二月十日に次のような日録がある。

齋了、赴二原之壇一。吉権・西瀬・彦首座・明哲喝食・宗欽喝食・若吉左衛門・閑藏主(宗門)・小左衛門(本口)・三浦赴二原之壇一也。原之壇西山・南山尾崎之堺目見分、打櫛、究二堺目一也。吉権(江)遣二西山一・遣二彦首座西山一・遣二西瀬南山一・遣二若林吉左衛門尾崎一、見分也。大工七左衛門・五左衛門兩人召連。打レ間也。西山者令レ分二半分一、而南方者吉権右衛門、北方者彦首座也。傳三郎亦從二今朝一、來、赴二原之壇一也。於二原之壇一、而喫辨當、喫濃茶也。

承章が原之壇を弟子達に分与している、瀬兵衛は南山を全部与えられてゐる。面積などの単位がわからないので、不確なことはあるが、この後、承章の後を継いだ文雅慶彦と、最後まで鹿苑寺の執事であつた吉田権右衛門が西山を二つに分け、南山を瀬兵衛に全部与えた

ということは、公平な措置であつたと考えられる。瀨兵衛も承章に感謝していたと思われる。承応四年二月廿一日の日録に、

西瀨一類今日原之壇見物、自_二西瀨_一、辨當爲_レ持_二之由、壽清者

當寺_江被_レ來、相對

再婚して五ヶ月余りの瀨兵衛が、一家を連れて原之壇を見物している。

この後に、瀨兵衛は茶の取次だけではなく自分で栽培して製茶を行うことになる。明暦二年閏四月二十日の日録に、

西瀨原之壇茶自_二昨日_一、摘故、昨夜者西瀨於_二原之壇_一、而

令_二一宿_一也。

とあり、頭注には、

西瀨原ノ壇ニテ茶ヲ栽培シ製茶ヲ行フ

と記されている。

四、西川瀨兵衛にみる文芸、諸遊芸

次には、西川瀨兵衛の文芸や古典受容、諸遊芸について検証してみることとする。

寛永十六年八月二日から瀨兵衛は吉田権右衛門と一所に、神邊十左衛門について舞小鼓を習い始める。日録には次のようである。

神邊十左衛門被_レ來。吉権・西左小鼓稽古也。神十為_二使者_一、

自_二去方_一、借銀遣_レ之也。

稽古の記録は、一週間に一度の割合である。瀨兵衛と権右衛門の稽

古は寛永十九年一月十七日で終っている。

次に、瀨兵衛は久世新五郎について、歌謡と能を学んでいる。久世新五郎については、

寛永十五年十月十七日の日録に、

及_レ晩、赴_二明王院_一、則般舟院、花坊_正被_レ居、打談。然_レ則、

謡歌_ヲ新五郎被_レ來。

とあり、頭注に謡曲師新五郎とある。

寛永十八年十一月十七日には、次の日録がある。

午時 久世新五郎被_レ來、打談。西瀨歌謡事三番 夕食相伴、點小

團

この日、瀨兵衛は歌謡を三番謡つたとあるからには、初心者ではないことが窺える。

寛永二十一年六月廿日

神邊十左衛門・堀岡右京同道、被_レ來。右京者能太夫也。予始相

逢也。吉権・西瀨仕形依_二相習_一、共立舞也。

この日、承章は右京太夫に初めて会つたとあるが、瀨兵衛もおそらくこれがお能の始めての稽古であつたと考える。右京太夫は八月九日にも吉田権右衛門に終日稽古をつけている。瀨兵衛は何かの都合で鹿苑寺に居なかつたのであろう。

次に、和歌・連歌・俳諧・連句についてみてみることにする。

まず和歌について、寛永十九年九月十三日に、承章は、等閑等と即席に、「明月」を題として、和韻を行っている。日録には、

今夜明月、萬里無雲□、月色如_レ晝也。依_レ然、吟_レ覺_二月影_一

而卽席題詩、予二首、闇公一首、璉也一首。予和二闇公一勾、闇公亦被レ和。予興璉、韻也。璉亦和闇公勾也。西瀬詠二和哥一。

予亦詠一首和哥也。

瀬兵衛は、和歌を詠んだとある。

また同年閏九月二十七日には、

赴二于賀茂一、尋二南哥草庵一、而相逢、終日打談。南可出二歌

題一、卽席賦詩也。南哥興西瀬者、詠二和歌一也。

とあるが、南歌については詳細はわからない。承章は、南哥と良玄は同一人物であることを、承応四年一月廿七日の条に記しているが不詳である。

瀬兵衛は寛永十九年八月二日に北野能園（藤林）の月次連歌衆に加えられ、以後毎月の二日か三日の月次連歌会に出席している。連歌についての記事は他にも、同九月十九日に、

連歌八句哦レ之。花坊・西瀬・予三吟也。

とあり、

寛永二十年二月十八日には

於二明王一、而予綴二發句一、連歌一折有レ之。吉権・西瀬也。

と、明王院の連歌一折に、承章、吉権と共に瀬兵衛も加わっている。

瀬兵衛は、また、寛永十九年十一月八日には和漢連句の執筆もしている。日録には、

北野能賀・能朝兩人招レ之、而和漢一折餘有レ之。予綴二發句一。

雲興翁入韻也。執筆者西瀬也。

とある。

次に俳諧について、慶安五年七月二十三日に次の日録がある。

齋了、立圃（野々口）被レ來也。十八番發句、合之判之事令二演説一、終日令二打談一也。予製二誹諧發句一、而十句有レ之。山本友我亦令レ

尋、立圃興友我成二知人一也。西瀬亦致二誹諧一也。

野々口立圃（号雛屋）はこの年四月廿四日に初めて承章と対面し、立圃が發句、承章が脇をつとめ、誹諧狂句連句が行なわれている。

慶安五年には誹諧の記事が多い。立圃は、鹿苑寺または相国寺に頻繁に出入している。また、五月八日には上村一庵法橋の媒介で、大文字屋次右衛門（松江重頼）も初めて寺に来る。五月二十六日、大文字屋次右衛門が、明王院で、誹諧興行をする。藪大納言・竹屋相公・岩倉相公（貞徳）の公家衆に混じり、町人作右衛門長好・藤兵衛政次・藤兵衛重供も参加している。政次以外、承章は初対面であったと記す。夜明に百韻に満ちた。

俳諧師の往来は、この後、仙洞の奉公人である河路又兵衛が七月十四日に晴雲軒に初めて来ている。この又兵衛の紹介で、紙屋貞室（安原）が承章と初めて会うのは、この六年後の万治元年（一六五八）一月九日である。記事には、「貞室試筆之發句誹諧三物見レ之也。」「又兵衛發句亦見レ之也」とある。

慶長に入つて、『源氏物語』が古典の代表として禁裏、堂上公卿、為政者などに読まれているが、上層町人達もまた、古典知識は不可欠なものであった。

『隔實記』の中でも、前出の梅林能圓により、『源氏物語』の講義

が行なわれている。その中に、寛永十八年二月廿三日に次のような記録がある。

能圓能圓與風、來來義、講講源氏一也。聽聞二之一。能化被來。末摘花卷今日講了也。西瀨者依依赴赴宿。不不聞聞講。

この日は「末摘花」の巻の講義が終つてゐる。瀨兵衛は帰宅してゐたために講義は出ていなかったと、承章はわざわざ書き記してゐる。つまり、平常は聴講してゐたことを意味するものである。以下は『隔奠記』の中から『源氏物語』の講義記録を整理してみると次のようになる。

年号	月	日	内	容	出	来聴者	その他
寛永14	9	11			出	小坊相公 (後完)	
	10	14			出	小坊相公 (後完)	
	7	26			出	小坊相公 (後完)	
	8	6			出	明王院 (圓盛)	
	3	20			欠	明王院 (圓盛)	夕食・打談・茶会
	4	1			出		
	5	12			欠		
	8	14			出	能化	
	3	6			出	明王院 (圓盛) 能化	連歌あり
17							

寛永19	18	7	1	2	4	9	1	4	5	6	7	8	9	1	8	7	21	2	閏4	
若紫卷讀了	初音卷	末摘花卷講了	紅葉賀之卷	花宴卷聽了・葵卷	葵卷半分	葵卷聽了	榊卷	榊卷	榊卷	南歌所望 桐壺卷素	南歌									
出	欠	欠	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	
能化 南歌	能化	能化	能喜	植松長右衛門 (瀨兵衛実兄)	能喜	能喜・能化	能喜・能化	能喜・能化	能喜・能化	能喜・能化	能喜・能化	能喜・能化	能喜・能化	能喜・能化	能喜・能化	能喜・能化	能喜・能化	能喜・能化	能喜・能化	能喜・能化
夕食	喫茶 夕食	朝食	連歌あり	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食

注・能圓と能化は親子関係

能圓の講義は、これ以後、『伊勢物語』となる。正保二年五月二十三日に瀬兵衛は承章に連れられて、北野能圓のところで、『伊勢物語』を受講する。承応二年六月二十一日には、彦首座(文雅慶彦)も来聴している。

この後にも、承応三年二月八日、十日、明暦二年閏四月廿五日、十二月廿一日に『伊勢物語』に講義の記録がある。さらに、万治元年閏十二月十二日には、『狭衣物語』が能圓により講義されているが、瀬兵衛は、それぞれ、江戸、越後に赴いていて聴講はしていない。次に、瀬兵衛の諸芸の中の立花について触れてみる。

瀬兵衛は茶と深い係りがあり、茶道を嗜むことは既に述べたが、茶道と不即不離の立花については、瀬兵衛の場合、一通りではなかった。寛永十七年六月十六日に、

於石^石。動、而花坊振舞、明王院^明之留守見舞也。立花興行也。予・般舟院・花坊俊鏡・西瀬致立花也。立花之半、芝坊被^レ來也。晝索麵有^レ之、立花以後、喫夕喰、點小團數種也。

とある。立花興業が終つてから夕食の後で小団が數種あつたとある。目録の記事には、「點小団」、「喫鳳團」等の用語がよくみえるが、既出の吉村氏の報告には、「鳳團」、「小団」について、抹茶または碾茶と考えたいと述べ、なお検証が必要であるといつて、「今のところ、鳳林承章の茶(とくに抹茶)に対する愛称と考えておきたい」とある。これについては、承応三年十二月十四日に次の記事がある。

午時、從芳春玉舟翁、被^レ招。從^二江戸^一鳳團到來、可^レ默^二之一由、赴^レ之也。

頭注には、「江戸ヨリ到來ノ茶」とあり、団茶であることがわかる。団茶は、茶を蒸して練り固めた上等の茶のことである。したがつて「鳳團」とは、極上の茶であつた。

西川瀬兵衛と立花の記事は寛永期だけでも六十數回^⑤に及ぶ。

その中に寛永十七年十一月四日に承章が池坊專好の立花の繪圖手本を仙洞より借り、瀬兵衛を遣つて絵師伊藤長兵衛に書き写しを依頼している記事もある。立花図写二十六枚は同月十九日に出来あがつている。

瀬兵衛の立花の技倆は正保四年六月十六日に、相国寺山門閣上に立花をするほどである。

西瀬今日令^二出京^一、明日閣上之立花、於^二山門之上^一、而立^レ之也。

の記されているが、承章は山門に登り、瀬兵衛の立花の首尾をみているが、成果についての意見はない。

承章が瀬兵衛の立花について評価している記事は、寛永十九年十月十三日に、

今日、西瀬砂物仕、一段出來也。

と、瀬兵衛の養父西川忠右衛門主催の口切の振舞に、瀬兵衛が砂物を立花したのを賞している。

五、むすび

以上、町人西川瀬兵衛の閨歴と古典文芸の受容、諸芸について、『隔莫記』を中心に検証してみた。もとより、西川瀬兵衛が、『隔莫

